

くらしの 情報 報

広く村民の皆さんに呼びかけたいことがあります。このページをご利用ください。

お知らせ

一日暴力団無料相談所を
開催します

◆(財)群馬県暴力追放県民会議

刑事・民事を問わず、暴力団員などによる各種被害、不当な要求行為、債権取立、不動産の売買・賃借の問題、交通事故示談等民事介入問題、その他暴力団(員)などに関する一切の問題について相談を受け付けます。相談は無料で秘密は厳守。お気軽にご相談ください。

▼開設日時・場所①5月30日(水)午後1時～3時・群馬県青少年会館②6月5日(火)午後1時～3時・太田市社会教育総合センター特設会場

▼相談員 弁護士、警察官、暴力追放相談委員

▼その他 当日は電話による相談も受け付けます。特設電話番号 ☎027-223-9386

▼問い合わせ(財)群馬県暴力追放県民会議 ☎027-254-1100

自動車税は5月31日(木)までに納めましょう!

◆沼田県税事務所

自動車税は、道路・学校の建設、医療・福祉の充実、県民の安全の確保など「住み良い郷土づくり」の財源として大切に使われています。コンビニエンスストアでも納税できるようになりましたので、ご利用ください。

▼問い合わせ 群馬県自動車税事務所 ☎027-263-4343、沼田県税事務所 ☎22-4336

事業主を対象とした
求人説明会を行います

◆沼田公共職業安定所

ハローワーク沼田では、平成20年3月新規学校卒業予定者(中学・高校・大学等)を募集する事業主を対象とした求人説明会を開催します。新卒者の募集を予定して

る方は、是非参加ください。

▼日時 平成19年6月15日(金)午後2時から

▼場所 利根沼田文化会館

▼問い合わせ ハローワーク沼田(沼田公共職業安定所) ☎22-8009

6月は「男女雇用機会均等月間」です

◆群馬県労働局雇用均等室

厚生労働省では、毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等についての社会一般の認識と理解を深めるため、全国的に活動を展開しております。本年度は、テーマを「男性も女性も みんなにチャンス!! 性別ではなく、その人」をみますか?」とし、本年4月1日より施行された改正男女雇用機会均等法に基づき、労働者が性別により差別されることなく、かつ、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することを目的に、募集・採用を始めとした女性に対する差別の他、男性に対する理由とした不利益取り扱いについて十分に周知し、社会一般に定着させるため、6月の1ヶ月を月間として定め実施します。



おまわりさんからのお知らせ



6月2日より中型自動車免許が新設されます

道路交通法改正にともない、6月2日(土)より中型自動車免許が新設されます。

■現在普通免許を持っている方 運転できる車の大きさの範囲は、車両総重量8トン未満、最大積載量5トン未満の車両であれば今までどおり運転できます。

■6月2日以降に運転免許を取得する方 普通免許で運転できる車両は、車両総重量5トン未満、最大積載量3トン未満、乗車定員10人以下の車両とな

ります。

また、中型免許(車両総重量11トン未満、最大積載量6.5トン未満、乗車定員29人以下)を取得するには、次のような方法があります。

- 運転免許試験場で行う技能審査に合格する
- 教習場で所定の教習を受講、審査に合格する(※詳しくは各教習場へ直接お問い合わせください)

詳しくは沼田警察署交通課 ☎22-0110まで

健康相談

高血圧や糖尿病などでお悩みの人は、ご相談ください。役場保健師が相談を受けます。◆日時：5月31日（木）、午後1時～4時、◆場所：村保健センター ☎24-5142。

こころの相談

「眠れない」、「イライラして落ち着かない」など、心に悩みを持つ人はご相談ください。専門家が相談に応じます。◆日時：6月1日（金）、午後1時30分～（事前に電話予約を）、◆会場：沼田保健福祉事務所 ☎23-2185。

女性相談センター

パートナーからの暴力やさまざまな悩みを持っている女性の相談や支援を行います。◆日時：平日午前9時～午後8時、土日祝日午後1時～5時◆相談専用電話 ☎027-231-4488

交通事故相談

交通事故の賠償や保険請求、示談などでお困りの方は、ご相談ください。専門の相談員が相談に応じます。◆日時：毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時◆会場：大同生命前橋ビル5階

今・月・の・納・期

軽自動車税全期、固定資産税1期、下水道使用料1期は5月31日（木）が納期です。完納にご協力ください。

わが村の人口

人口 7,870人 (+5)
 男 3,893人 (+7)
 女 3,977人 (-2)
 世帯数 2,253人 (±0)
 ※ () 内は前月比
 5月1日現在 (住民基本台帳人口)

税源移譲

平成19年度から 住民税が大きく変わります

平成19年6月から、個人住民税に関して大きな改正が行われます。これにより皆さんが納めている住民税の負担額が大きく変わります。

①国（所得税）から地方（住民税）への税源移譲

個人住民税の税率が従来の5%、10%及び13%の3段階から、一律10%に統一されます。

結果として、多くの方について住民税額が増加となりますが、併せて所得税の税率の改正が行われ所得税額が減少となりますので、**税源移譲前後で所得税と住民税を合わせた負担額は変わりません。**

◎夫婦+子供2人：給与収入500万円の場合（配偶者及び子供収入なし）

移譲前	所得税 119,000円	住民税 76,000円
移譲後	所得税 59,500円	住民税 135,500円

➡ **「所得税+住民税」の195,000円は変わりません。**

（子供のうち一人が特定扶養親族に該当、一定の社会保険料が控除されるものとして計算）

②所得税・住民税の定率減税の廃止

税源移譲による負担額の変動はありませんが、定率減税の廃止により、所得税及び住民税の負担額は増加することとなります。

◎定率減税の廃止による所得税及び個人住民税の増加額（年額）

給与収入	（単位：円）							
	300万円		500万円		700万円		1000万円	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税
夫婦子2人	0	700	11,900	5,700	26,300	14,700	68,800	20,000
独身	12,400	4,900	25,800	12,300	47,400	20,000	96,600	20,000

（夫婦子2人：子供のうち一人が特定扶養親族に該当、一定の社会保険料が控除されるものとして計算）



うぶごえ

☐お誕生おめでとうおめでとうございます。

4月届出分



おくやみ

■ごめい福をお祈りいたします。

中内出 金子 憲裕さん

74歳 4月2日没

追分 星野とよさん

75歳 4月16日没

中宿 南波 きよさん

87歳 4月17日没

森下中 青木 夫さん

99歳 4月21日没

※掲載を希望されない方は、届出の際に申し出てくだ
さい。

訂正とお詫び
 広報4月号・P17のうぶごえで、加藤真優ちゃん誕生日が3月13日となっておりましたが、2月28日の誤りでした。おなじく林瑚雪ちゃんの行政区が中野下となっておりましたのが中野上の誤りでした。訂正してお詫び申し上げます。